

(別紙)大阪府福祉のまちづくり条例及び大阪府建築基準法施行条例(福祉関係規定)の改正についての、府民のご意見とこれに対する大阪府の考え方

意見の概要	大阪府の考え方
<b>条例の対象</b>	
<p>条例の対象から、旅客施設を外したのか？ 旅客施設に対して施策を継続すべき。</p>	<p>福祉のまちづくり条例は、都市施設(多数の者が利用する建築物、旅客施設、道路、路外駐車場及び公園)を対象とする条例であり、旅客施設も条例の対象としています。バリアフリー法により基準への適合が、新設及び大規模改良時に義務化されているため、重複する手続きは廃止しますが、必要な施策は今後も行なってまいります。</p>
<b>努力義務の対象</b>	
<p>旅客施設や、小規模な施設へのエレベーター設置や、中小規模の共同住宅のバリアフリー化について、努力義務とすべき。</p>	<p>条例では全ての都市施設を設置または管理する事業者に対して、「都市施設をすべての人が安全かつ容易に利用することができるように整備、維持保全及び管理」する努力義務を課しています。 なお、バリアフリー法においても、既存施設のバリアフリー化については、旅客施設・車両等・道路・特定路外駐車場・特定公園施設・特別特定建築物について、努力義務が課せられております(法第8条、第10条、第11条、第13条、第14条)。</p>
<b>基準について</b>	
<p>&lt;既存増築への影響・遡及&gt; 増築時には、既存部分にも遡及するのか？</p>	<p>増築の際は、当該の増築を行う部分の利用居室から道等および基準に対応した便所や駐車場までの経路が対象となります。 従って、既存部分への直接的な遡及は無いものの、経路の確保や便所等の整備のために既存部分の整備が必要となる場合があります。 この増築等の扱いについてはバリアフリー法の考え方と同様です(法施行令第22条)。</p>
<p>&lt;共同住宅の対象規模引き下げ&gt; さらに小さい規模の共同住宅も、共用部分のバリアフリー化を義務化すべき。</p>	<p>バリアフリー法の趣旨が、多数の人が訪れる建物内の経路を想定しているため、共同住宅については、従来どおり一定以上の規模のものを対象として、各住戸までの経路のバリアフリー化を義務付けるものです。 大阪府では、中小規模の共同住宅も含めた住宅のバリアフリー化については、条例による規制的手法のみによらず、大阪府住宅まちづくりマスタープランに沿って、取り組んでまいります。</p>
<p>&lt;視覚障がい者用ブロック&gt; 視覚障がい者用ブロックや音声誘導は重要だが、入居型の小規模な福祉施設など、施設の種類や使い方によっては、不要または合わないものがあり、柔軟な判断を行うべき。</p>	<p>視覚障がい者用ブロックの設置は、「不特定かつ多数の方が利用する施設または、主として視覚障がい者の方が利用する施設」について義務付けます。 従って、視覚障がい者の方が主に利用される施設ではなく、かつ、特定の方に限って利用する施設への、視覚障がい者用ブロックの設置については、義務基準としては求めません。</p>
<p>&lt;エレベーター設置義務対象規模&gt; 従来より厳しい床面積500㎡以上のエレベーター設置義務は評価できるが、より小さい施設への設置も課題。</p>	<p>小規模な建築物については、他都市の実績や事業者の負担を勘案して、床面積の合計500㎡以上のもの(基準適合義務の対象規模が、床面積500㎡以上のものについては、その対象規模以上のもの)について、設置義務対象とするものです。 義務の対象外の施設については、可能な限りの施設整備および、備品や人による対応も含めて、実際に施設が利用しやすく使いやすいような取り組みがなされるよう、促してまいります。</p>
<p>&lt;エレベーターのカゴの大きさ&gt; 20人乗りのエレベーター設置を義務化するうえで、例外として11人乗りエレベーターを認める必要がある。</p>	<p>バリアフリー法の建築物の基準では、カゴの奥行きを1.35m以上とすることが必要ですが、特に、不特定多数が利用する床面積2000平米以上の施設については、さらに横幅1.4m以上とすることが必要となるため一般用エレベーターで11人乗り以上にあたる寸法が最低限必要となります。 これらは最低基準であるため、利用想定に応じて、適切な大きさを設計者や事業者が判断することになります。</p>
<p>&lt;廊下の手すり&gt; 廊下の手すりを補助的手段と考えて、各自の歩行器具を用いる方が良い場合もあり、家具等による代替することもできるようにすべき。</p>	<p>手すりを設置の上、歩行用具を併用されることについては、基準の主旨と矛盾するものではありません。 ただし、家具等による代替については、一般的には、固定した手すりと同様以上の状態が安定的に保たれることが困難と考えられます。 同等以上の措置であるかどうかの審査が必要な場合は、個別に認定することとしております。</p>
<b>緩和・小規模対応等について</b>	

<p>&lt; 小規模入居型福祉施設に関する運用 &gt;          努力義務の義務化は福祉のまちづくりにさらに貢献するものと期待するが、居住系の小規模な福祉施設などは、また、小規模な民家改修による福祉施設などにおいては、不特定多数が来場する大規模施設と同様の基準が不要または困難なことがある。          必然的な人的サポートや補助具の使用の前提、安全かつ同等の利便性を損なわない代替手段、または改修時などで構造上やむを得ない場合の代替措置を認めるよう、客観的かつ実効性のある認定制度を設けるべき。</p>	<p>施設の建築等を行なう場合の緩和や代替方策については、多用すべきものではなく、まず基準の範囲内での設計の工夫による対応を基本と考えます。          しかし、特に基準と同等以上に建築物が利用できると認められる工夫については、個別に認定することとしております。</p>
<p><b>制度の運用管理やフィードバックについて</b></p>	
<p>認定したものなど、運用状況について把握するとともに、次の条例・制度の整備へ継続的にフィードバックに活かすべき。</p>	<p>基準の運用状況の把握や制度へのフィードバックは重要と考えます。          今後、各特定行政庁や指定確認検査機関とも連絡を密にして、制度の運用状況や課題を把握し、事業者や施設利用者のニーズの把握と合わせて、合理的な制度運用や制度改善に活かせるよう努めてまいります。</p>
<p><b>ユーザビリティ・既存施設について</b></p>	
<p>&lt; 既存施設の改善を促す取組み &gt; 利用しにくい既存施設の改善を促すために、苦情処理機関の設置や、改善計画の確認などの取組みが必要。</p>	<p>既存施設や新規に整備した施設を適切に管理していくことにより、利用しやすい状態に保たれる施設が増えていくことが重要と考えます。そこで、設計者や事業者が施設利用者の障がい特性を理解し、「施設を利用できるようにすることは、あたりまえのことである」という前提に立って、人による対応も含めて、実際に使いやすくなるような対応や工夫がなされるように促します。また特に、各施設の利用しやすさが具体的に利用者に示されることで、利用できる施設を探せて選べるようになるバリアフリー性能表示など、各事業者による取り組みを促進してまいります。</p>
<p>&lt; 管理や内装設計なども含む配慮 &gt;          車いす使用者が使えない、固定イスだけの店舗など、実際の施設利用への配慮を欠いた設計・施設管理の例があり、設計者や事業者の意識や知識の向上が必要。</p>	<p>事前協議や完了届けにおいては、「高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるかどうかの確認」を事業者がまず行なうことを求めており、手続きを通して設計や整備についての配慮および、施設の特성에応じた管理や備品などによる配慮を促します。</p>
<p>&lt; 手続き義務対象の配慮 &gt;          小規模なコンビニエンスストアなどへの手続き義務においても、実際の使い勝手への配慮がなされるように促していくべき。</p>	
<p><b>こころのバリアフリーについて</b></p>	
<p>&lt; こころのバリアフリーの推進 &gt;          小学校・中学校・高等学校の全ての学年において、バリアフリー教育を義務付けるべき。</p>	<p>平成 22 年度からの全小・中・高校の全学級での障がい者理解教育の実施をはじめ、「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるため、子どもたちがお互いに尊重し、個性を認め合うことができるよう、「大阪の教育力」向上プラン等に基づき、障がい者理解教育を推進します。</p>
<p><b>交通施設について</b></p>	
<p>&lt; ノンステップバスの導入促進 &gt;          フルフラットノンステップバスの開発促進や、ノンステップバスの導入の努力義務化など、導入を促進すべき。</p>	<p>ノンステップバスについては、独自の努力義務は課せませんが、交通事業者との共同した検討や事業などの機会も活用しながら働きかけてまいります。</p>
<p>&lt; 鉄道駅転落防止対策 &gt;          鉄道駅の転落防止用の可動式ホーム柵など、具体の施策や目標を条例に盛り込むべき。</p>	<p>条例では施策の基本方針を示すものであり、個別具体の施策を規定するものではありませんが、鉄道駅転落防止対策についても、全ての人が容易かつ安全に出かけられる、という趣旨から、事業者へ取り組みを促してまいります。</p>
<p>&lt; 鉄道駅のバリアフリー化のための改善計画の義務付け &gt;          一日乗降客 5000 人未満の鉄道駅のバリアフリー化の改善計画の作成を義務付けるべき。</p>	<p>既存の鉄道駅については、改善計画の提出および、これに基づく定期報告を求めております。          なお、バリアフリー法に基づく基本方針において先ず、1 日乗降客数平均 5000 人以上の駅の整備が優先目標とされていることから、大阪府でも、条例の趣旨に基づく施策として、先ずそれらの駅に対して整備意向を確認し、エレベーター整備への補助を行ってまいります。</p>
<p>&lt; 設計への当事者参加の義務付け &gt;          新規設置する施設の設計に、障がい当事者の意見集約と確認作業を義務付けるべき。</p>	<p>設計にあたって、障がい当事者の意見反映等の義務付けは行いませんが、障がい特性を理解し設計することが、設計者や事業者にとっての常識となるよう啓発に努め、障がい当事者の方々のニーズが活かされる設計がなされるよう促進してまいります。</p>